

● 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（抜粋）

（附属機関等の設置）

- 第9条 実施機関は、附属機関等の委員の選任に当っては、男女比、年齢構成、他の附属機関等の委員との重複状況、地域構成等に配慮し、審議に広く市民等の意見が反映されるよう努める。
- 2 実施機関は、原則として附属機関等の委員の一部を公募する。
 - 3 実施機関は、附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。
 - 4 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
 - (1) 審議の内容に非公開情報が含まれているとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき。
 - 5 会議の開催に当っては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
 - 6 実施機関は、附属機関等の会議の議事録を作成し、非公開情報を除き公表する。

● 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則（抜粋）

（議事録）

- 第6条 附属機関等の会議の議事録（以下「議事録」という。）は、あらかじめ附属機関等の会議に諮った上で、次に掲げる議事録の作成方法の中から、当該附属機関等の性質等を考慮して最も適切な方法により行う。
- (1) 発言者が発言した全てを記録する方法
 - (2) 発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法
 - (3) 会議内容の要点を記録する方法
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するとともに、会議資料があるときは、これを議事録に添付する。
- (1) 名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者の氏名
 - (5) 議題
 - (6) 内容
 - (7) 会議資料の名称
 - (8) その他実施機関が必要と認める事項